

山形県統計協会会則

昭和21年6月28日 制定
平成2年3月6日 全部改正
平成11年5月18日 一部改正
平成14年5月30日 一部改正
平成16年5月31日 一部改正
平成18年6月14日 一部改正
平成19年2月7日 一部改正
平成20年6月24日 一部改正
平成21年3月23日 一部改正
平成22年4月1日 一部改正
平成23年4月1日 一部改正
平成25年6月11日 一部改正
令和2年4月1日 一部改正
令和5年4月1日 一部改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、山形県統計協会と称する。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を山形市松波二丁目8番1号山形県みらい企画創造部統計企画課内におく。

(目 的)

第3条 この会は、県民に対する統計思想の普及並びに統計事務の改善向上を図り、統計を通じて豊かな郷土の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 統計知識の普及と統計資料の利用促進
- (2) 統計に関する調査研究と統計技術の開発
- (3) 統計功労者及び優良統計関係団体の表彰
- (4) 統計に関する図書その他印刷物の刊行並びにあつせん
- (5) 各種統計団体の育成並びに連絡協調
- (6) その他この会の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

(種 別)

第5条 この会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員 県、市町村及び統計関係諸団体
- (2) 賛助会員 この会の趣旨に賛同する個人、法人又はその他の団体

(会 費)

第6条 会員は、評議員会の定めた会費を納めなければならない。

第 3 章 役員及び職員

(役員の種類別)

第7条 この会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名以内
- (3) 評議員 10名以内
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第8条 会長には、山形県みらい企画創造部長がこれに当たる。

2 副会長には、山形県みらい企画創造部統計企画課長及び山形県統計調査員協議会連合会長をもって充てる。

3 評議員は、次の各号に掲げる者を会長が委嘱する。

- (1) 山形県教育局義務教育課長
- (2) 村山、最上、置賜及び庄内地区において、それぞれ選出された市町村統計主管課長
- (3) 山形県統計調査員協議会連合会副会長

4 監事は、普通会员のうちから、評議員会を組織する構成員の過半数の同意を得て会長が委嘱する。

(顧 問)

第9条 この会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、評議員会の同意を得て会長が委嘱する。

(職 務)

第10条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 評議員は、評議員会を構成し、この会の会務の執行について審議決定する。

4 監事は、この会の業務並びに財務に関し、監査を行い評議員会に報告する。

(任 期)

第11条 第7条第3号及び第4号に規定する役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項にかかげる役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(職 員)

第12条 この会に事務局をおき、次の職員をおくことができる。

- (1) 事 務 局 長
- (2) 事 務 局 次 長
- (3) 書 記 若干名

- 2 職員は、会長が任命する。
- 3 事務局長、事務局次長及び書記は、会長の命を受け、この会の事務を処理する。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 13 条 この会の会議は、評議員会とする。

- 2 会議は、会長が招集する。

(評議員会)

第 14 条 評議員会は、会長、副会長及び評議員をもって組織し、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 会則の改廃
- (4) その他必要な事項

- 2 評議員会は、評議員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 評議員会に出席できない評議員は、代理人を定めてその権限を委任することができる。
- 4 前項の委任は、これを出席したものとみなす。
- 5 評議員会の議長は、会長がこれに当たる。
- 6 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(幹事会)

第 15 条 削除

第 5 章 会 計

(経費の支弁)

第 16 条 この会の経費は、会費、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 17 条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第 6 章 雑 則

(委 任)

第 18 条 この会則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年5月30日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成16年5月31日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成18年6月14日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則
この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この会則は、平成20年6月24日から施行する。

附 則
この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この会則は、平成25年6月11日から施行する。

附 則
この会則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この会則は、令和5年4月1日から施行する。